

令和6年7月24日

各位

さいたま商工会議所

埼玉県中小企業制度融資の受付機関への申込手続きに関する委任状の廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素よりさいたま商工会議所事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当所では、埼玉県中小企業制度融資の申請について、代理人（申請者本人が来所いただけない場合）が申込手続きを行う際に、申込者本人の意思によるものであることを確認するため、委任状の添付をお願いしてまいりましたが、令和6年7月31日(水)をもちまして、委任状の取扱いを廃止する運びとなりました。

しかしながら、制度融資の申込手続きに関して、引続き申込者本人の意思であることの確認を必須としていることから、令和6年8月1日以降の取扱いにつきましては、下記の通りとさせていただきます。

敬具

記

- (1) 複写式の「埼玉県制度融資申込書」については、経営指導員が面談のうえ窓口にて申込者本人のみにお渡しいたします。
- (2) 代理人による受付機関への申込手続きについては、複写式及びダウンロード版のいずれの申込書の場合においても、代理人に対し申込者本人の意思であることを確認させていただきます。

以上